

## 協会員に対する処分及び勧告について

2025年6月18日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

### 記

#### ○ 立花証券株式会社

##### 1. 事実関係

#### ○国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況

当社は、幅広い投資家のための「株の専門店」を標榜し、営業員による国内株式の対面営業を中心に全11部支店において営業を行っている。

今回証券取引等監視委員会検査において、2022年4月から2024年8月までの間（以下「検証期間」という。）の高齢顧客（75歳以上）に対する国内株式の勧誘状況等を検証したところ、以下の問題が認められた（以下、下記（1）及び（2）の行為を総称して「不適正な投資勧誘」という。）。

#### （1）国内株式取引の勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社営業員は、31顧客に対し、保有銘柄の売却や他の銘柄への乗換取引による手数料獲得を目的として、売却銘柄の損益に関して虚偽のことを告げる行為（以下「虚偽告知」という。）及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為（以下「誤解表示」という。）を繰り返し行っていた（計58件：10部支店、24営業員）。

#### （2）国内株式取引に係る不適切な投資勧誘行為

当社は、2023年に行われた本協会の監査において、国内株式取引の不適切な投資勧誘として、以下の1）から3）と同様の事例について指摘を受けていたにもかかわらず、十分な改善がなされておらず、引き続き、手数料獲得を優先してこれらの不適切な投資

勧誘行為を34顧客に対し繰り返し行っていた。

- 1) 顧客の投資判断において重要な事項である損失額について正確に説明しないまま、営業員からの一方的な説明に終始して売却注文を受託している事例（79件：8部支店、15営業員）
- 2) 年間損益が見通せない時期（主に1月から10月）において、損益通算による節税メリットを強調した損切り乗換勧誘を行っている事例（31件：8部支店、14営業員）
- 3) 営業員が短時間で一方的に売買取引の勧誘を行い、顧客から受動的な承諾のみを得て繰り返し売買を受注している事例（11件：6部支店、10営業員）

### (3) 過当な取引により顧客に過度な手数料を負担させている状況

上記(1)及び(2)のとおり、高齢顧客に対する不適正な投資勧誘が認められるところ、これらの不適正な投資勧誘を受けた顧客に係る年次売買回転率及び約定件数の平均値は非常に高い状況となっている。また、これらの不適正な投資勧誘を受けた顧客に係る手数料割合の平均値も非常に高い状況となっており、検証期間における手数料累計額が2024年8月末時点の評価損益を加味した損益額を上回る顧客が多数存在している。このように、当社営業員が顧客利益よりも手数料獲得を優先して不適正な投資勧誘行為を繰り返していることにより、顧客の過当な取引に繋がり、その結果としてこれら顧客に過度な手数料を負担させている状況となっている。

### (4) 内部管理態勢及び経営管理態勢が不十分な状況

当社では、第1線である営業部門の部支店長及び内部管理責任者においては、取引モニタリングや電話録音記録の確認を行っておらず、営業員の不適正な投資勧誘行為を未然に抑止するためのけん制機能を全く発揮していない、第2線である内部管理部門においては、過去の類似事案や本協会の監査での指摘事例を受けて営業部門への適切な指導を行っておらず、けん制が不十分であったほか、取引モニタリングに不備があり実効性がない、第3線である内部監査部門においては、人員不足等を理由に実効性のある社内監査を行っていない等の不備がそれぞれ認められているなど、実効性のある内部管理態勢が構築されていなかった。

また、当社の経営陣は、2023年の本協会の監査における指摘事項についても、経営陣で議論することなく改善対応を内部管理部門に任せきりにし、加えて、本協会の監査後においても、指摘事項と同様の勧誘行為について内部管理部門が営業員を注意している事案の報告を受けていながら、これらを重く受け止めることなく、適切な調査指示や改善策の策定を怠り、内部管理部門に任せきりにするなど、当社の経営管理態勢は不十分な状況であると認められる。

上記（１）から（４）の背景として、当社においては、

- ・ 営業員の業績評価基準や褒賞金等の算出方法のほとんどが手数料実績をベースとして評価・算出する仕組みとなっており、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度となっていた。
- ・ 経営陣が、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度を継続する一方で、第１線から第３線までによる管理など実効性ある法令等遵守態勢の整備を行わないまま、長年にわたって営業優先の企業風土を醸成してきた。

などの状況が認められた。

## ２．法令等適用

上記１．（１）の行為のうち、虚偽告知については、金融商品取引法第 38 条第 1 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するほか、誤解表示については、同法第 38 条第 9 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

また、上記１．（１）から１．（４）の状況は、当社の内部管理態勢及び経営管理態勢が不十分な状況に起因して、営業員が顧客利益よりも手数料獲得を優先して不適正な投資勧誘を繰り返すことにより、高齢顧客に過大な取引を行わせており、こうした状況は本協会の監査指摘以降も改善されていない。このような当社の業務運営の状況は、金融商品取引法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって、上記１．について、定款第 28 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号に該当すると認められる。

## ３．処分及び勧告の内容

以上のことから、立花証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

### （１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2,000 万円

### （２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し等、既に作成した本件法令違反行為を含む不適正な勧誘行為全般に係る再発防止策を確

実に実施・定着させること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

#### 4. その他

当社は、本件について、2025年4月8日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）

# 別紙

## 協会員の概要

(2025. 6. 18)

### ○ 立花証券株式会社

- ① 所在地 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号
- ② 代表者名 代表取締役社長 廣瀬 千春
- ③ 資本金 66億9,570万円
- ④ 店舗数 9店舗
- ⑤ 従業員数 430名

(注) 当社HPを基に作成。

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 }  
2 } ( 省 略 )

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 }  
12 } ( 省 略 )

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

定款の施行に関する規則（昭 48. 7. 2）　－ 抜 粹 －

（取引の信義則違反）

**第 14 条** 定款第 23 条及び第 28 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会の信用を失墜し又は本協会若しくは協会に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28）　－ 抜 粹 －

（処分の公表）

**第 15 条** 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。